

意見募集は終了しました

野田市公契約条例の一部を改正する条例（案）に対する

パブリック・コメント手続を実施します

1 意見を募集する趣旨

地方公共団体が行う工事や委託事業等の契約において、一般競争入札などの入札改革が進み、低い価格による入札が増える中で、低入札価格によって下請事業者やそこに従事する労働者にしわ寄せがなされ、賃金の低下を招いている状況があります。

この状況を改善し、公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件を確保するには、国による公契約に関する法整備が不可欠です。

そこで、国にその必要性を認識させ法の整備を促すため、市では平成21年9月に全国初となる野田市公契約条例を制定し、平成22年4月以降に締結する契約から適用しております。

条例は、市が発注する1億円以上の建設工事や、1千万円以上の施設設備の運転、保守、清掃業務において、下請事業者も含めてその業務に従事する労働者の賃金を市が定める最低額以上に義務付けることで、労働者の適正な労働条件を確保するものです。

条例の施行により、最低賃金ぎりぎりだった清掃業務の賃金水準を上げる効果はありましたが、課題も見えてきたことから、条例を改正しようと考えております。

まず、賃金水準は、職種によってばらつきがあるため、賃金基準が一つである業務委託については、清掃業務以外に条例の施行による効果が見えない状況です。そこで、業務委託について、工事と同様に職種に見合った賃金基準を設定するため、賃金基準を設定する際に勘案する額の種類を、国が業務委託の費用を算出するための建築保全業務労務単価、市職員の給与、実勢価格等に増やしたいと考えております。また、予定価格が1,000万円未満の業務は、現行条例の対象外であることから、官製ワーキングプア解消のため、清掃業務等実態が低賃金である業務については、予定価格が1,000万円未満のものについても条例の対象とする規定を追加したいと考えております。

次に、入札により受注者が変わることで従前の受注者に雇用されていた労働者が職を失ったり、仕方なく労働条件を低下させて新しい受注者に雇用されることがあります。そこで、継続雇用の確保を図るため、長期継続契約の対象を拡充したいと考えております。

さらに、下請負者の適正な請負額の確保が非常に重要です。なぜなら、請負額が低いと、下請負者は、労働者の賃金を確保することで自らの経営を圧迫することになるからです。このことから、建設業法及び下請代金支払遅延等防止法では、不当に低い請負代金を禁止する規定を設けています。このため、受注者に対して、下請業者との契約を締結するに当たっては、建設業法又は下請代金支払遅延等防止法を遵守し、各々の対等な立場における合意に基づいた公正な契約としなければならないことを義務付ける規定を追加することで、下請負者の適正な請負額の確保を図りたいと考えております。また、受注者の落札額が低いと下請負者への請負額の低下につながります。そこで、一定水準以上の落札額を確保することで下請負者への適正な請負額を確保するため、著しく低い額で入札した者を落札者とし、低い低入札価格調査制度の拡充を図りたいと考えております。

このたび、条例の改正案がまとまりましたので、お知らせするとともに、皆さんから広くご意見、ご提案を頂きたく、次の方法でパブリック・コメント手続を実施します。

2 パブリック・コメント手続の実施根拠

野田市パブリック・コメント手続条例第3条第3号

「市の基本的な方針等を定める条例の制定又は改廃に係る案の策定」

3 意見を募集する政策等の案及び参考資料

政策等の案

[野田市公契約条例の一部を改正する条例案](#) (PDF: 33KB)

(注意)

意見の募集に際しては、分かりやすくするため「野田市公契約条例の一部を改正する条例案新旧対照表」を公表します。なお、意見を募集する対象は「野田市公契約条例の一部を改正する条例案新旧対照表」のうち、改正案の下線部分のみとなります。その他の条文については、今回の意見募集の対象とはなりませんのでご注意ください。

参考資料

[野田市公契約条例の一部を改正する条例案の概要](#) (PDF: 42KB)

[\(改正の趣旨及び改正する条文の概要\)](#)

[現行の野田市公契約条例の概要](#) (PDF: 44KB)

[\(現行条例の趣旨及び解釈\)](#)

4 政策等の案等の入手方法

市ホームページ内 「パブリック・コメント」からダウンロード
文書閲覧

- ・市役所3階管財課(担当課)
- ・市役所1階行政資料コーナー
- ・いちいのホール1階行政資料コーナー
- ・各公民館(中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、野田、関宿中央、関宿北部、関宿中部、関宿南部)
- ・各図書館(興風、南、北、せきやど)

5 意見の募集期間 **意見募集は終了しました**

平成22年7月16日(金)から平成22年8月16日(月)まで

6 意見を提出できる方

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤又は通学している方、「野田市公契約条例」に利害関係を有する方

7 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

郵送の場合	〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 野田市役所総務部管財課 あて 8月16日の消印有効（募集期間最終日）
持参の場合	○市役所3階 管財課（土曜日・日曜日・祝日を除く） 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
	意見投函箱 ○市役所1階総合案内 ○いちいのホール1階関宿支所 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで （土曜日・日曜日・祝日を除く） ○各公民館、各図書館（休館日を除く） 受付時間：各施設とも開館時間内
ファクシミリの場合	（FAX番号）04-7122-1557
電子メールの場合	ご意見はこちらから 意見募集は終了しました

8 意見を提出する書式について

意見提出用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、野田市公契約条例の一部を改正する条例（案）に対する意見と書いて、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者氏名）、ご意見等が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

9 意見の取扱い

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメント手続の意見として取り扱いません。また、ご意見を頂いた方への回答は行いませんのであらかじめご承知おきください。

10 問い合わせ先

野田市役所 総務部管財課
電話 04 - 7125 - 1111 内線 2335